平成３０年度　国立大学法人群馬大学
研究費不正使用防止計画

平成２９年１２月２０日改正
平成３０年　３月　９日改正
平成３０年　４月　２日改正
【　資金適正執行委員会　】
（平成２７年４月１日制定）

はじめに

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）においては，本学で管理を行うと規定している資金の適正な執行を図るため**国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程**（以下「資金適正執行規程」という。）を制定しているところです。

しかしながら，本学においても研究費の不正使用が発覚し，**学長から厳格な不正使用再発防止対策を講じるとともに，各教職員に対するコンプライアンス教育の徹底するよう指示**がありました。

教職員においては，本不正使用防止計画及び会計ルールハンドブックの内容を再確認し，適正な資金執行に努めてください。

１．国立大学法人群馬大学不正使用防止計画について

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図るため，資金適正執行規程第１０条の規定に基づき，以下のとおり不正使用防止計画を策定し実施する。

２．基本的な取り組み

（１）　研究者等の意識向上に向けた取組み

研究者及び事務職員に対して，研究費の使用に係る学内諸規程及び不正使用防止に係る学内諸規程等を周知するとともに，**コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るため，定期的に説明会や研修会等を開催**する。

（２）　内部監査体制の強化

研究費の適正な管理を行うため，監事・監査室，内部監査部門及び会計監査人がそれぞれの監査におけるモニタリングによる**機関全体の視点からのモニタリングを実施することにより，監査体制の強化を図る。**

（３）　重要事項に対する取組み

検出したリスク，発生した不正に対し再発防止策として整理した，別紙１－１「不正使用防止計画ロードマップ」の確実な実現に向けた進捗管理を徹底して行う。

また，別紙１－２「重要事項に対する取組について」を実施する。

（４）　その他，不正使用防止の観点から必要な業務の見直し

その他，不正使用防止計画の実効性向上をする観点から，現状の業務及び会計ルールについて必要な見直しを行う。

３．不正使用防止に関するＰＤＣＡサイクルの確立

取り組み事項については，<u>Ｐ</u>ｌａｎ（計画）→ <u>Ｄ</u>ｏ（実行）→ <u>Ｃ</u>ｈｅｃｋ（評価）→ <u>Ａ</u>ｃｔ（改善）によるサイクルを確立，確実に繰り返すことによって継続的な改善を行う。（別紙２）

不正使用防止計画ロードマップ

別紙１－１

2018/4/2

報告書記載順	報告書記載内容	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
p15 1)1	・コンプライアンス推進責任者、同推進副責任者等に対し責任体系、役割、責任及び権限の理解を促し意識の向上並びに経年による意識低下防止のための説明会等を実施するとともに、これらの取組みを規程に盛り込む。	異動者への説明			
p15 1)2	・資金適正執行委員会は、これまで毎年度行われていなかったが、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、毎年度状況把握や見直しを実施する。	継続実施 役員会への報告 コンプライアンス推進責任者から全教職員へ周知			
p15 1)3	・事務補佐員を含む研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、研究費使用ルールの周知徹底及びコンプライアンス意識の醸成を図るため、これまで説明会を実施していたが、受講率が低く、フォローアップも不十分であったことから説明会のみでなく、e-learningを用いたコンプライアンス教育を実施し、当該e-learningでも理解度テストを実施する　。また、現在、公的研究資金の申請要件として、研究代表者及び研究分担者は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究機関が実施する研究倫理教育を受講することとなっており、本学においてはCITI Japanのe-learningコースを利用し実施している　ところであるが、これに加え、説明会かe-learningいずれかの受講及び理解度テスト提出を必須とする　ことを、公的研究資金の申請要件及び教員発注権限付与要件とする。また、未受講者を適正に管理し、受講が確認できるまで基盤的研究費の配分を見合わせる。更に、説明会の出席率向上方策として、説明会等参加状況について教育研究評議会等において報告し、コンプライアンス推進責任者、同推進副責任者による受講促進への取組みを促す。	５～６月 Ｈ３０年度不正使用防止計画の内容を反映したe-learningコンテンツ受講開始	科研費説明会時に合わせて説明会を実施		
p16 1)4	・各学部等の教授会においてパンフレット等を配布の上説明し、不正使用防止対策の周知徹底を図る。	執行役員会議，教授会で不正使用防止計画を周知			
p16 1)5	・教員発注において補助的役割を担う学部等研究室の秘書（事務補佐員等）で説明会に参加していない者も多かったため、学部等研究室の非常勤職員向け説明会を別途実施し、受講管理する。	継続実施			
p16 1)6	・会計ルールハンドブック等の内容に新たな不正使用防止対策を追加する等、毎年度内容の見直しをする。	Ｈ３０不正使用防止計画の内容を反映周知			見直し
p16 1)7	・教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額（400万円）を設けるとともに、10万円以上の備品を購入する際には、相見積もりの徴取を義務付ける。	運用開始			
p16 1)8	・教員発注における上限額の他、年間を通して継続的に業務委託を実施する場合や連続的な物品購入に際しての留意事項を周知する。	継続実施（会計ルールハンドブックで周知）			
p16 1)10	・研究費使用ルール等の理解が不十分な研究者に対して、事務部門がより能動的に対応できるよう、担当者に対する研修などにより相談窓口の強化を図るとともに、担当者の職・氏名を研究者に四半期ごとに周知するなどよりわかりやすくする。（平成29年8月22日付けで全学通知済）	研修会実施　担当者周知	担当者周知	担当者周知	担当者周知
p16 2)1	・予算管理責任者の発注指示系統の明確化を図るため、現行の「教員発注届出書」の様式を見直し、発注を補助する者（非常勤職員等）を記載させ、予算管理責任者の確認・署名を義務付ける。	継続実施			
p16 2)2	・納品検収時に予算管理責任者の発注内容等を的確に伝達するため、物品請求システムによる「発注書」の作成を義務付けるとともに発注業者に交付し、検収時には「発注書」の確認等を必須とすることで事務部門のモニタリングを強化する。	運用開始			
p17 2)3	・事務部門のモニタリング強化の観点から、四半期ごとにⅰ）物品請求データにより分割発注が疑われる教員、ⅱ）特定の業者と多頻度の取引にある教員を抽出し、その理由等の事情聴取を実施する。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
p17 2)4	・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用等を防止するため、今回の不正使用の事案において持ち帰りの対象とされたような納品物品等に対して事務部門でのマーキングを行うとともに、抽出により毎月現物確認の抜き打ちの調査を実施する。	運用開始 （毎月の現物確認）	（毎月の現物確認）	（毎月の現物確認）	（毎月の現物確認）
p17 2)5	・不正関与者の厳罰化のため、発生学部等における配分予算減額のペナルティ及び業者に対する取引停止措置の長期化を検討する。	継続実施			
p17 2)5	・不正関与者の厳罰化のため、発生学部等における配分予算減額のペナルティ及び業者に対する取引停止措置の長期化を検討する。	継続実施			
p17 2)6	・説明会の受講促進のため、未受講者を総括責任者からコンプライアンス推進責任者へ通知する。	継続実施			
p17 3)1	・内部監査において、教員発注・購入状況のデータ分析を行い、特定業者との多頻度取引が存在する場合には、当該取引業者から売掛金台帳等を取り寄せて、支出決議書データと照合する等のリスクアプローチ監査を強化する。			内部監査	

（別紙1-2）

重要事項に対する取組について

平成２９年度　国立大学法人群馬大学不正防止計画を周知しているところですが，不正使用防止計画別紙１「不正使用防止計画ロードマップ」に掲げる次の１・２について，以下により実施します。

会計ルールハンドブックに記載されているルールに加え，本取組の趣旨を理解のもと，物品の調達手続きに遺漏がないようお願いします。

※　本件は，本学役員会了承のもと，各学部等教授会を利用し概略について周知済み。

また，謝金の事実確認について３のとおり実施します。

１．教員発注に一日当たりの上限額のほか、一月当たりの上限額を設けるとともに、10万円以上の備品を購入する際には、相見積もりの徴取を義務付ける。

【１日当たりの上限額】

１日における**同一業者への発注合計額が５０万円未満（税込み）**となる物品購入及び役務契約

【１月（暦）当たりの上限額】

教員１人当たり（予算の相違を問わず）　　**４００万円（税込み）**

【１０万円以上の備品を購入する際の相見積もりの徴取】

２社以上から見積を徴取し**価格を比較**する。

価格の比較を行った見積は，全て事務部へ提出する。

※　備品：単体　又は　一体として使用する物品で１０万円（税込み）以上のもの
　　例１　１台１０万円（税込み）のパソコン　⇒　備品
　　例２　１台　９万円のﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟﾊﾟｿｺﾝ＋１台２万円のﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ　計１１万円（税込み）を一体で使用　⇒　備品

※　相見積もりは，特定１社以外に競争の相手が存在しない（メーカー直接販売，特定の代理店が存在する等）場合は当該事実が記載された書面を徴取（ホームページの記載，先方の証明，確認した事実が分かる書面等）することとし相見積もりを省略することができる。

２．業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用等を防止するため、持ち帰りの対象とされた物品等に対して事務部門でのマーキングを行うとともに、抜き打ちで毎月現物確認を行う。

【マーキング】

事務部門で適宜納品物品にマーキング（スタンプ，マジックによるチェック等）を行う。

対象物品の詳細な基準は非開示とする。

※　返品が不可能となる可能性があるため，誤発注に十分注意すること。

【抜き打ちで毎月現場確認】

事務部が**不定期**に研究室に赴き，**マーキングした物品を中心**に，抜き打ちで現物の管理状況等を確認すると伴に，**会計ルールについて適宜ヒアリング**を行う。

※　マーキングがされていた場合であっても，購入した物品について当初の研究計画どおりに使用してください。
（マーキングされていた部分を保管する等の措置も必要ありません。）

３．謝金の事実確認件数の増加，実施予定を客観的な証票を用い確認等を実施する。

【事実確認の実施件数】

平成２６年３月２０日付け財務部長通知「謝金の事実確認要領」２実施方法（１）①において，実施予定件数の３％程度としているが，本年度については，２０％程度実施するものとする。（上記２「抜き打ちで毎月現場確認」と併せて実施する等研究室の負担にも考慮する）

【業務実施者の履修登録との突合】

業務実施者の業務予定について，毎月，実施予定件数の３０％程度について履修登録と突合する。

【研究室の実験補助実施伺い事務局事前確認】

研究室の実験補助実施伺いについて，全て業務実施前に事務局へコピーを提出する。

不明な点がある場合は，速やかに各学部等会計担当者へ相談すること。

別　紙 2

基本的な取組み	Ｐｌａｎ（計画）	Ｄｏ（実行）	Ｃｈｅｃｋ（評価） （平成３１年３月実施予定）	Ａｃｔ（改善） （平成３１年３月実施予定）
１．研究者等の意識向上に向けた取組み				
研究者及び事務職員に対して，研究費の使用に係る学内諸規程及び不正使用防止に係る学内諸規程等を周知するとともに，コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るため，定期的に説明会や研修会等を開催する。	**○　コンプライアンス教育の実施** 各地区における説明会及びweb受講の実施	各地区における説明会のほかに，webを利用し受講機会の増加。 各コンプライアンス推進責任者と連携し，全対象者の受講実施。	１．資金適正執行委員会による評価 平成30年３月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価	１．資金適正執行委員会における改善策の検討 (1)　計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2)　他大学等の不正事例を検証 ２．次期Ｐlanの立案 (1)　具体的な取組の設定 (2)　内部監査項目の設定
２．内部監査体制の強化				
研究費の適正な管理を行うため，監事・監査室，内部監査部門及び会計監査人がそれぞれの監査におけるモニタリングによる機関全体の視点からのモニタリングを実施することにより，監査体制の強化を図る。	**○　内部監査実施結果の検証** 監事，会計監査人との連携	平成29年10月実施の学内会計監査実施結果を検証。 （H30.3） 総括責任者はその結果を監事及び会計監査人に報告。 （H30.6）	１．資金適正執行委員会による評価 平成30年３月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価	１．資金適正執行委員会における改善策の検討 (1)　計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2)　他大学等の不正事例を検証 ２．次期Ｐlanの立案 (1)　具体的な取組の設定 (2)　内部監査項目の設定
３．重要事項に対する取組み				
検出したリスク，発生した不正に対し再発防止策として整理した，別紙１－１「不正使用防止計画ロードマップ」の確実な実現に向けた進捗管理を徹底して行う。 また，別紙１－２「重要事項に対する取組について」を実施する。	**○　研究費不正による「不正使用防止計画」に関する進捗管理等** (1)　進捗管理 (2)　実施内容の妥当性の検証	ロードマップの進捗管理，実施方針，具体的な実施内容がロードマップに合致しているか妥当を検証し，円滑に実施できるようコンプライアンス推進責任者等との連携。（ﾛｰﾄﾞﾏｯﾌﾟにより随時）	1．資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価	1．資金適正執行委員会における改善策の検討 (1)　計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2)　他大学等の不正事例を検証 2．次期Planの立案 (1)　具体的な取組の設定 (2)　内部監査項目の設定
４．その他，不正使用防止の観点から必要な業務の見直し				
その他，不正使用防止計画の実効性向上をする観点から，現状の業務及び会計ルールについて必要な見直しを行う。	**○　業務の見直し** 現状業務の実施状況の確認。妥当性の検証	各業務の妥当性を検証し，不正防止，重要事項への取組強化を目指した見直し。（H30.3）	1．資金適正執行委員会による評価 平成30年3月に資金適正執行委員会で計画に対する実行の進捗状況を評価	1．資金適正執行委員会における改善策の検討 (1)　計画が達成できなかった事項（または困難であったもの）の改善策の立案 (2)　他大学等の不正事例を検証 2．次期Planの立案 (1)　具体的な取組の設定 (2)　内部監査項目の設定